

# 富里市子ども会育成活動費補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第131号)

改正 平成22年1月26日告示第11号 平成25年3月25日告示第53号  
平成28年3月28日告示第54号 平成31年3月13日告示第36号  
令和2年3月31日告示第34号 令和4年3月18日告示第34号  
令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、子ども会活動の充実及び発展に寄与する目的で行う単位子ども会の連携による講習会及び研修会等に要する経費に対し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の対象者、対象事業及び対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 対象者 子ども会育成会連絡協議会
- (2) 対象事業 子ども会育成会連絡協議会の講習会及び研修会等に係る事業
- (3) 対象経費 対象事業に要する経費の報償費、消耗品費、賃借料、保険料、印刷製本費、旅費、燃料費、手数料、備品費、講師等の食糧費（当該団体の構成員を除く。）とする。

(補助金交付基準及び補助額)

第3条 補助金交付基準及び補助額は、次のとおりとする。

- (1) 交付基準 前条の対象経費の2分の1とする。
- (2) 補助額 年額150,000円を限度として交付する。

(交付申請)

第4条 規則第5条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長の定める期日までに、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添え市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書

第5条 規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第6条 規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(富里市子ども会育成会補助金交付要綱の廃止)

3 富里市子ども会育成会補助金交付要綱(昭和63年告示第47号)は廃止する。

附 則(平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日告示第54号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月13日告示第36号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成31年4月1日から施行する

附 則(令和2年3月31日告示第34号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。